

容器包装リサイクル法を改正し、 発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

ごみ問題の解決に向けた取り組みはどこの自治体でも進めていますが、なかなか解決と言えるところには至っていません。ごみの減量は市民や自治体の努力だけでは難しく、抜本的に法律で仕組みを変えることが必要です。

平成18年(2006年)に改正された容器包装リサイクル法は、多くの市民や自治体が求めてきた拡大生産者責任の徹底からはほど遠く、ワンウェイ容器の大量生産・大量使用の構造が見直されなかったため、リサイクルは進んでも発生抑制や再使用は進んでいません。例えばペットボトルは回収率がどんどん上がり、平成20年(2008年)には約78%になっていますが総量もふえており、平成7年(1995年)と比べると4倍以上になっています。また、環境負荷の少ないリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装がいまだに使われている実態があります。レジ袋の有料化は義務づけでなく自主取り組みになったため、地域や店によってばらつきがあります。さらに、容器包装と同じようにリサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等は対象外となっているため、そのままごみになってしまいます。自治体が税金を使って分別収集しているのに、容器包装を選択した事業者にはリサイクル費用の負担が少なく、発生抑制や環境配慮設計について真剣に取り組もうとするインセンティブが働かないのです。リユース容器普及を促すためには、経済的にリサイクル優遇になっている仕組みを変えて、リユース容器利用事業者の不公平を是正することが必要です。

今、深刻な問題になっている地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取り組みでは、ホテル等での使い捨て用品の無償提供を禁止する国やペットボトル入りの飲料水の調達を禁止する自治体が登場しています。我が国においても、一日も早く持続可能な社会へ転換するための施策を講じていかなければなりません。

よって小平市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を基本として容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定するよう求めます。

1. 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を事業者が負担すること。
2. リデュース、リユースを促進するため、具体的な仕組みを容器包装リサイクル法の中で法制化すること。
3. 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) あて